

静岡県教育委員会

会議録

平成 25 年度 第 23 回定例
3 月 5 日（水）

静岡県教育委員会委員長 加藤文夫は、

平成 26 年 3 月 5 日に教育委員会第 23 回定例会を招集した。

1	開催日時	平成 26 年 3 月 5 日（水）	開会	16 時
			閉会	18 時 50 分
2	会 場	教育委員会議室		
3	出席者	委 員 長	加 藤 文 夫	
		委員長職務代理者	溝 口 紀 子	
		委 員	高 橋 尚 子	
		委 員	斉 藤 行 雄	
		委 員	興 直 孝	
		委 員（教育長）	安 倍 徹	
	事務局（説明員）	山 崎 泰 啓	教育次長	
		杉 本 寿 久	事務局参事兼教育総務課長	
		鈴 木 啓 之	事務局参事兼学校人事課長	
		渋谷 浩 史	教育政策課長	
		奈良間 一 博	情報化推進室長	
		櫻 井 洋 二	人権教育推進室長	
		河 野 康 裕	財務課長	
		杉 山 和 幸	福利課長	
		輿 水 まゆみ	学校教育課長	
		羽 田 明 夫	小中学校教育室長	
		岩 城 明	高校教育室長	
		渡 邊 浩 喜	特別支援教育室長	
		小 関 雅 司	高校再編整備室長	
		山 田 文 子	社会教育課長	
		土 井 宏 晃	文化財保護課長	
		松 田 好 道	スポーツ振興課長	
		石 井 宣 明	静岡教育事務所長	
		橋 本 勝	静岡西教育事務所長	
		谷 野 純 夫	中央図書館長	
		三ッ谷 三 善	総合教育センター所長	
		北 川 清 美	教育総務課事務統括監	
		渡 邊 聡	学校人事課人事監	
		望 月 俊 昭	学校人事課管理主事	
		若 松 良 輔	文化財保護課指導主事	

4 その他

(1) 第53～57号・第59～66号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項1は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、斉藤委員、興委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。
第53から57号議案、第65号議案、第66号議案は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、第53から57号議案、第65号議案、第66号議案を非公開とし、非公開案件から審議を始める。

< 非 > 第53号議案 教職員の懲戒処分

非公開

< 非 > 第54号議案 教職員の懲戒処分

非公開

< 非 > 第55号議案 教職員の懲戒処分

非公開

< 非 > 第56号議案 教職員の懲戒処分

非公開

< 非 > 第57号議案 教職員の懲戒処分

非公開

< 非 > 第65号議案 平成25年度永年勤続者表彰被表彰者の決定

非公開

<非> 第 66 号議案 静岡県銃砲刀剣類登録審査委員の任命

非公開

【会議の公開】

委員 長： ここで会議を公開とする。

【会場変更の説明】

委員 長： 公開に先立って、定例会の会場の変更について、杉本教育総務課長より説明がある。

教育総務課長： 本日から会場を変更させていただいた。教育行政のあり方検討会の中で、透明性の高い開かれた教育委員会を目指して議論の公開についての御指摘をいただいた。教育委員会活動の透明性の向上を図るため、教育委員会で行われている議論が県民に見えるよう、教育委員会定例会の開催方法などを見直すものである。

これまでの会議室は手狭であり、できるだけ多くの皆様に公開していきたいということを検討する中で、次年度の事務局の組織改変に伴う事務局のレイアウトの変更にあわせて、会議室を変更したものである。今後の定例会はこの会場で実施していく。

第 59 号議案 静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」第 2 期計画（最終案）の承認

委員 長： 議案書 1 頁「第 59 号議案 静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」第 2 期計画（最終案）の承認」について、渋谷教育政策課長より説明願う。

教育政策課長： <議案についての説明>

委員 長： 昨年 11 月の作成段階からずっと議論しているため、内容の細部についての異論はないと思うが、最終案提出に当たって質疑等はあるか。

興 委 員： アクションプランそのものについての審議には当たっていないが、これまでの手続については理解した。審議の積み重ねであり、これで受け止める。

ただし、今回の議案として書かれている内容について聞きたい。

委員 長： 決定する工程が県全体の中で昨年度までと変わったが、その点について説明してほしい。

教育政策課長： 今年度はこれまでも静岡県教育振興基本計画策定プロジェクト推進本部で審議を 2 回行っており、次回が 3 回目である。

これまでは静岡県教育振興基本計画策定プロジェクト推進本部の本部長に副知事、副本部長に文化・観光部長と教育長で進めてきた。し

かし、2月25日の知事の定例記者会見でも発表があったが、本部長に知事、副本部長に副知事と教育委員長が就任することになり、要項もそのように変更した。教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」に基づいて策定する。この条文の主語は「地方公共団体」なので、静岡県最高責任者である知事が本部長として取りまとめるということである。

興 委 員： 決定される内容については了承した。ただ、教育政策課長から推進本部の体制が変更されたとの報告があった。これまでは本部長に副知事、副本部長に文化・観光部長と教育長であったが、私もあり方検討会の座長として、このような問題に対して、どういう体制で取り組むべきか、いろいろと議論してきた。基本的にはこの静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」は県下全体に及ぶので、県のしかるべき責任者が総括するべきだと思う。これまでも副知事が本部長だったということだが、副知事はそれだけの立場にあるので、それがいけないというわけではない。そうではなく、この報告で違和感があるのは、これまでの推進本部の構成員に、教育委員会からは教育長のみであったということである。これは事実か。

教 育 長： そうである。

興 委 員： 教育長だけが副本部長で役割を果たせるかと考えると、そうではないと思う。事務局としては教育政策課長だが、その上で教育委員が入っていないことについては、従来の体制作りが妥当だったのか疑問である。

あわせて、この教育振興基本計画は県下全体に及ぶことなので、市町教育委員会が所掌することなど、地教行法で県教育委員会の権限が及ばないことも含まれている。そのため、市町教育委員会との連携が大切な要素であり、このような計画を策定する過程においては、単に市町教育委員会の意見を聞くだけでなく、我々と市町教育委員会が一体になるような思いがないと地教行法の適切な運用にはなりえない。従って、今回は過ぎてしまったことかもしれないが、可能であれば委員として教育委員が入ることも組織として必要だと思う。

また、報告書の2頁と3頁の内容をどのように具現化するのが、県教育委員会の責務だと思う。今日ここで教育委員会がこの計画を承認してしまうと、3月14日に県教育委員会の手を離れるとのことだが、教育委員会は上意下達でこれを市町に投げるのではなく、市町教育委員会と連携してその実を挙げるように取り組む責任があると思うので、我々と教育長以下事務局全体でやっていかなければならない。

教育政策課長： 市町教育委員会との連携であるが、計画ができたときに市町教育委員会にお知らせする。ただ、市町は市町で、地方公共団体として独自の教育振興基本計画を策定するので、そこに県全体の意見を反映していた

だ。もちろん、今回の策定に当たっては、全ての市町教育委員会の事務局を回って、県の計画に対する意見を伺ってこの計画に集約し反映するというプロセスを経ているので、実行段階でも十分な連携を図っていく。

興 委 員： 市町教育委員会にも踏み込んだ記載があるのであれば、その過程でお互いに話し合って成案を作成するべきだ。「県の計画であって市町は独立している」というわけではないので、作成する過程で市町の意見を正式に聞いて、教育委員会同士の話し合いで固めていく手順が大切である。大事なのは市町教育委員会の思いを受け止めながら、この計画を具現化していくことなので、今後も努力してほしい。

委 員 長： これまで教育委員長が呼び出されて対応することはほとんどなかったが、今回の推進本部では教育委員長が副本部長となる。学校現場についてはわからないこともあるので、それは教育長から説明していただくことになるが、全体の教育委員会としての方向性や、我々民間から選ばれた教育委員が考えていることを、必要があれば説明しながら進めていきたい。

興 委 員： 教育委員長は教育委員の総意を代表する立場なので、教育委員会としての考えを主張してほしい。具体的な話は教育長が担当すればよい。我々が決めているという意識で参加してほしい。

委 員 長： それは当然である。
他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

委 員 長： 第 59 号議案を原案どおり可決する。

第 60 号議案 静岡県立学校処務規程の一部改正

委 員 長： 議案書 4 頁「第 60 号議案 静岡県立学校処務規程の一部改正」について、小関高校再編整備室長より説明願う。

高校再編整備室長： < 議案についての説明 >

委 員 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 私も妊娠障害を経験し、妊娠中毒症で早産になってしまった。そのときに分かったが、早産になってしまった場合など、産前産後の規定が決められていて、先が見えなかった。今回の改正は社会のニーズに合っているし、過去にも長期休暇の女性の方が妊娠中毒症などで休暇を取る方が散見されたので、いいことだと思う。

なお、確認だが、第 29 条の(3)の全治届は、早産の際など妊娠に関わる病気の場合は、出産と同様に出さなくてもいいのか。

高校再編整備室長： 添付する書類の中に医師の指導を確認できる書類等がある。

溝 口 委 員： 切迫流産などのケースもいろいろあるが、その場合の細則はあるのか。

自分自身、出産予定日より一か月前倒しになったとき、職場復帰しなければいけなくなったが、身体がとてついでいかず、結局有給休暇で対応した。そのときに、まだまだ女性の声と法律が合っていないと感じたので、この改正によって改善されたとは思いますが、運用していく中でやりにくいという声も聞き取って、更に改善してほしい。

高校再編整備室長： 期間を超えると、休職しなければいけなかったケースもあったので、今回は県独自で判断したものである。

斉藤委員： 女性が働きやすい環境にすることが大切であるが、産前産後の休暇とは別に、このような制度を作るということか。なお、病気ではないが悪阻が重くて勤務できないケースも対象となるのか。

溝口委員： 悪阻も妊娠障害に含まれるのではないかと思う。

学校人事課長： 重症のもののみ対象だが、妊娠に起因することが明らかであれば、対応できる。

興委員： この改正でそのような事例も対応できると理解してよいか。

高校再編整備室長： 100パーセントではないが、基本的にはそうである。

興委員： もう一つ、静岡県独自とのことだが、この改正の理由の意味を教えてください。「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の改正により」というのは、静岡県がそういう規則改正をしたが、その中で妊娠障害休暇に特例が設けられるとも言及されているのか。これは今日の資料のどこに入っているのか。

高校再編整備室長： 「その他特別休暇」の中に妊娠障害休暇があったが、14日間で上限だったため、14日を超えて取得できる規定を追加したものである。

興委員： 改正により設けられたとのことだが、元の規則に妊娠障害休暇は触れられていたのか。

学校人事課長： 12月9日の「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」の一部改正の中では、もともと妊娠障害休暇については規則で触れていたが、それまでは一回の妊娠期間に14日以内という規定があった。それを12月9日の通知の中で、「ただし、医師等の指導により、加療等が必要な場合はその期間」を付け加えることとし、今回の整備で対応するようにしたものである。

興委員： 議案書5頁の(1)にあるように「妊娠障害休暇に特例が設けられた」が、「14日を超えて」ということになるのか。それが判断の際の資料がないので、入れてほしい。なお、この規定が適用されるのは、教育委員会のみならず知事部局も共通なのか。

高校再編整備室長： 県職員共通である。

興委員： 了解した。

もう一つ、教務部の所掌事務についてであるが、新旧対応表を見ても何が変わるのかよく分からない。現在、奨学金の推薦に関することは教務部でやっているとのことだが、新しく奨学金の推薦に関する業務は、事務部の所掌は除いてもあるわけである。そうすると、ア～ネとノとハ以下は略されているが、それは引き続き残るのか。

高校再編整備室長： そうである。奨学金の改正に関わる部分以外はそのままである。

興 委 員： そうすると何が事務部に移管されるのか。

高校再編整備室長： 奨学金の事務に関わる部分である。これまでは、奨学金に関わることは事務手続も含めて教員が行っていたが、申請件数や提出件数も増えることが予想されるので、事務手続をこれまでも授業料の事務手続を担当していた事務室に一本化するということである。

興 委 員： そうすると、奨学金と補助金及び負担金というのが新しく入る。その部分は推薦に関わることでもともと入っていた。それが事務部に関わるところは除くから除外されるということか。

高校再編整備室長： そうである。

委 員 長： 基本的には、国や県の制度が変わったので、教職員に対するルールもそれに合わせるということか。

興 委 員： 確認だが、国の制度なのか。

教 育 長： 前段が県独自の制度で、後段が国の制度である。

委 員 長： 質疑等はあるか。

全 委 員： （特になし）

委 員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： （異議なし）

委 員 長： 第 60 号議案を原案どおり可決する。

第 61 号議案 第 2 期 “ふじのくに” 子ども・若者プラン（最終案）の承認

委 員 長： 議案書 9 頁「第 61 号議案 第 2 期 “ふじのくに” 子ども・若者プラン（最終案）の承認」について、山田社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： < 議案についての説明 >

委 員 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 御意見をいただいての一部修正が 4 件あるとのことだが、資料ではどの部分になるのか。

社会教育課長： 一覧表の左側の通し番号で、10 番、27 番、29 番、35 番の 4 件である。

興 委 員： 修正のポイントだけ教えてほしい。

社会教育課長： 10 番の意見は「文中の「様々な充実を図る」がわかりづらい」とのことであったので、新たに「教育」の文言を追加した。

27 番は「社会貢献活動をやることで、学習への動機付けにつながるように受け取れる」とのことであったので、「学習」への動機付けではなく、「様々な活動」への動機付けと改めた。

29 番は「子ども・若者の（社会）参加という表現は多いが、さらに踏み込んだ表現で担保する必要あり」とのことであったので、「子ども・若者が主導する参画、子ども・若者が意思決定する参画等、影響力をもつ実質的なアクセスをもつことが望ましい参画といえます」を加筆した。

35 番については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立したにもかかわらず、プランに「貧困」の文字が1つもない」とのことであったので、「平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。県は、今後定められる大綱を勘案して、貧困対策についての計画を定めるよう努めることとなっています」を加筆した。

興 委 員： 4 点目は「努めることとなっています」ではなく、プランの中に入れるのであれば、「努めます」の方が正しいのではないか。

社会教育課長： 今回の段階では法律では「努めること」となっているので、計画を策定する予定ではあるが、まだ対応はできていないので、表現は「努めることとなっています」としてある。

興 委 員： 当事者であるので、それでは無責任のように感じる。

あと、29 番の「主導する参画」は、意見はなるほどとは思いますが、「主導する参画」が言葉として熟しておらず、適切ではないように思う。もう少し工夫したらどうか。

時間もないので個別に見ていくのは難しいが、基本としてこの中に盛り込まれた意見は十分斟酌できるという判断でよいか。

社会教育課長： そうである。

興 委 員： 日本は子どもの権利条約には批准したが、国内法は一切整備しなかった。そのような国はほとんどなく、アクションをとるようにと要請されているので、実質的な子どもの権利という観点から、やはりその気にさせる取組が重要だと思うので、教育委員会として心がけて対応してほしい。

なお、確認だが、今回ここで承認すると、その後の本部会ではどうなるのか。

教 育 長： 知事が本部長の会議へ提出する。

興 委 員： 教育委員会の関わりはどうか。

社会教育課長： 教育長も委員である。

興 委 員： 先ほどの件は教育委員長が委員であったので、今後、バランスをとってほしい。私としては教育長でよいと思うが。

教 育 長： 了解した。なお、「努めることとなっています」と「主導する参画」などの用語についてもこちらで検討していく。

高 橋 委 員： 今回のプランの期間は、平成 26 年度から 29 年度までの 4 年間だが、見直しもするのか。

社会教育課長： 大きな社会状況の変化があれば、見直しも行わねばならないと思うが、今のところはこのままの予定である。

興 委 員： これはこれでいいが、時代の流れに応じて、期間中であっても手直しをすることがあってもいいのではないか。

教 育 長： 進行管理していくので、その中で手直ししていく。

委 員 長： 一年ごとに進捗状況の管理をするのか。

教 育 長： 取組が書いてあるので、毎年関係各課で確認している。

- 委員 長： 見直しの要請があれば、そのときに新しい施策を入れればよい。
質疑等はあるか。
- 全委員 員： （特になし）
- 委員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。
- 全委員 員： （異議なし）
- 委員 長： 第 61 号議案を原案どおり可決する。

第 62 号議案 「静岡県子ども読書活動推進計画 第二次中期計画」の策定

委員 長： 議案書 11 頁「第 62 号議案 「静岡県子ども読書活動推進計画 第二次中期計画」の策定」について、山田社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： < 議案についての説明 >

委員 長： 質疑等はあるか。

興委員 員： この計画は、2 月定例会に提出したもののか。

社会教育課長： 2 月の教育委員協議会である。

興委員 員： この内容は盛り込まれているのか。

社会教育課長： かつて「啓発」の用語への御意見もいただいたので、「読書活動の啓発」のようにキーワード的になっているものはそのまま残したが、「保護者に対する啓発」を「保護者に対する理解の促進」、「県民に啓発する」を「県民に働きかけます」などのように変更した。また、「啓発」を「普及・啓発」と変更したところもある。

興委員 員： 議案書 13 頁に、新たに「成人期から幼児期への関わりの流れ」を追加したとのことだが、今までなかったことも新たに加えたということであった。説明いただいて分かったが、流れを入れ込んで文章で書いてほしい。

そして「家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組 (1)読書環境の整備 (2)読書機会の提供 (3)読書活動の啓発」の下に、それぞれ家庭・地域・学校の記述があって、その下に「図書館間等の連携による子どもの読書活動の推進」となっているが、上の家庭・地域・学校との関係が見えにくい。このように表記した理由はあるのか。

社会教育課長： 家庭・地域・学校で社会総がかりを表している。そのため、地域の中に図書館を考えている。

溝口委員 員： 第 2 期中期計画を進めていく中で、学校との中の連携で、学力向上のところで緊急対応的に読書活動も盛り込んでいただいたが、連携が読書の質や図書館の活用の仕方にも関わってくる。中期計画の中で具体的にはどのような形を考えているのか。

社会教育課長： 読解力の向上という視点で、学校における子どもの読書活動の推進として別冊資料 19 頁から 29 頁まで、図書館を学習活動に使うことにより、子どもの読解力の向上や読書好きにつながるとして非常に大切だと考えている。そのため 21 頁では施策の方向「ア」～「オ」で、特に「オ多様な読書活動の普及と活動の充実」ということで、読書活動で読解力

が向上すること、また「エ 静岡県読書ガイドブック『本とともにだち』の活用」で、良書をブックリスト等で推薦している。また図書館の活用方法もここに記載してあるので、図書館を活用しながら授業に活かしていただきたいと考えている。23 頁では、国語だけでなく「全ての教科等を通じて学校図書館を計画的に活用した学習を推進します」とした。いろいろな学習活動で図書館を使っていくことが、確かな学力の向上につながっていくからである。

高橋委員： 議案書 13 頁の「成人期」から「乳幼児期」へ伸びている矢印の意味は、説明を聞いて分かったので、もう少し意図が分かりやすくなるように工夫してほしい。

あと、「親子読書活動の普及啓発」を追加してもらったが、親子読書は子どもの本好きになるきっかけでもあり、重要なことだと思うので、ありがたい。子どもの年齢が大きくなるにつれ、親への啓発にもなるので、この計画によって、県民の皆様が親子で読書に取り組んでくれればと思う。

社会教育課長： 意図が分かるように、説明を付け加えて工夫したい。

興委員： 図書館についてであるが、計画を読むと、地域の中では県立図書館の機能の充実が重要であり、学校のところでは学校図書館等の機能が述べられている。「図書館間等との連携」とは、県立図書館と市町図書館と学校図書館との連携ということによいのか。

多分このイメージは、地域、学校、図書館が並列ではなく、地域、学校と連携するネットとして図書館があるのではないかと思われる。そうすると上のタイトルと合ってくる。図書館はむしろ横の連携をとるための活動と理解できる。更に表現を工夫すると、戦略性が出てくると思う。

社会教育課長： 了解した。

斉藤委員： 読書推進の中では、乳幼児期が一番大切である。静岡県では朝読書に取り組む学校が小中学校で 100 パーセントであり、0 歳児のブックスタートも、保健所とタイアップして 0 歳児検診の際に親子読書の本をプレゼントする活動として約 90 パーセントの自治体で実施している。学力向上の中でも、読書は非常に重要な位置を占めており、静岡県は読書について先進的な県なので、これからもキープしてほしい。

ただ、環境的にスマートフォンの問題も入ってきている。子どもを静かにさせるためのスマートフォン依存の育児も増えており、それがゲーム依存につながり、最終的に学力低下につながっている。読書推進計画も、時代に合わせて変えていくことが大切であると思う。

委員長： 質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

委員長： 第 62 号議案を原案どおり可決する。

第 63 号議案 静岡県指定文化財の指定

第 64 号議案 静岡県指定文化財の指定解除

委員 長： 議案書 14 頁「第 63 号議案 静岡県指定文化財の指定」及び議案書 18 頁「第 64 号議案 静岡県指定文化財の指定解除」について、土井文化財保護課長より説明願う。

文化財保護課長： < 議案についての説明 >

委員 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 県指定文化財に指定されると、財政的な支援は行われるのか。

また、今回、樹木が枯死して解除となったが、文化財に指定されたことによる樹木を守るためのアクションが規定されていると思うので、それについて説明してほしい。

文化財保護課長： 文化財に指定されると、金銭的な補助がなされる。

指定解除については、天然記念物はどうしてもあり得ることなので、年 2 回のパトロールで報告があった際に、市町教育委員会や審議会の委員で確認することになる。今回もそのように対応し、再生できるように手を施したが、残念ながら枯死で解除となるものである。

興 委 員： 対応への予算はどれくらいか。

文化財保護課長： 平成 25 年 12 月 1 日現在で、県指定の建造物が 51、美術工芸品が 286 点など、県指定の文化財は合計 558 点である。それらに対して、平成 26 年度は 4,760 万円ほどの保存修理等の費用を予定している。

また、埋蔵文化財も含めた県指定の文化財に関して、80 人ほどに年 2 回、状況確認と報告をしてもらうことになっており、その予算が 72 万 3 千円である。

溝 口 委 員： 新たに指定される太刀だが、所有者情報等については公開しないとのことだが、文化財の展示も行われないのか。

文化財保護課長： 3 月 14 日から 16 日にかけて、磐田市の旧赤松家記念館で展示することになっている。

委員 長： これまでも、県指定文化財については、移動教育委員会などで確認してきているので、来年度の予定を組む際に、視察できるように工夫してほしい。

質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

委員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

委員 長： 第 63 号・第 64 号議案を原案どおり可決する。

報告事項 1 「学校に勤務する教職員の多忙化解消検討会」報告

委員 長： 報告事項 1 頁「報告事項 1 「学校に勤務する教職員の多忙化解消検討

討会」報告」について、北川教育総務課事務統括監より説明願う。

教育総務課事務統括監： < 報告事項についての説明 >

委員長： 質疑等はあるか。

溝口委員： スクールサポーターの活動などは含んでいないのか。

教育総務課事務統括監： 別冊資料5頁の「カ 児童生徒の問題行動、不登校への対応の困難化」に「警察、福祉等関係機関との連携強化」として、スクールサポーターとの連携についても考えている。

委員長： スクールサポーターについては、先日の公安委員会との意見交換会で、「予算は公安委員会で、助けてもらっているのが教育委員会だが、何かいい方法はないか」という意見があった。教育委員会・公安委員会の両方にまたがる施策として、予算を教育委員会で取って、それを公安委員会で使ってもらうような検討も必要ではないかと思う。

もう一つ、先ほどの議論の中でも、現場の実情とルールがマッチしていないのではないかと、という意見もあった。ルールがあるがゆえに、現場がルールに沿わせなければならず、余計多忙化しているという状況も見られる。ルールを現場に合わせることで、教職員の多忙化も防げる部分があるのではないかと。これについては、現場にお願いするのではなく、我々教育委員会の方がルールを現場に近い形に変えていくことで、多忙化も防げるのではないかと思う。

興委員： 別冊資料に「4 検討内容」が(1)から(6)まであり、その上で「5 まとめ」がある。その中で「県教育委員会においては、今回検討した「県教育委員会の業務の見直し」「地域の人たちや教員OB等の積極的な活用」「学校情報化の推進」等について取り組んでいくとともに、他の取組についても、引き続き検討していくこととする」とある。しかし、せっかくやっていたいただいたものつなぎをどうするかが大きなことで、この検討がなされたことは大きな成果だと思うが、これを活かしていくことが必要である。その道筋がこの報告では見えないので、このまとめを踏まえて、どうしたらよいか明らかにすべきだ。

また、15頁の予算の欄であるが、定数に転嫁するのではなく、教育委員会としてどう取り組むかという政策判断が必要である。公安委員会との連携など、他の方々との協働も盛り込めるような予算措置も必要かと思う。この報告をせっかく出してもらったので、静岡県教育の重要な課題である多忙化について教育委員会で審議する時間を設けてほしい。

教育総務課事務統括監： 来年度から、各課の課長補佐級の職員が委員となって、今の御指摘も含めて検討をしていく。

興委員： 屋上屋を重ねても大変である。多忙化は学校だけの問題ではなく、教育委員会事務局の職員の多忙化を防ぐことも必要である。事務局で精査するより意味があるかと思うので、この報告を基に政策の方向性をまとめてほしい。

教育長： この報告を叩き台にして、協議会でこれを踏まえた方向性や他部局と

の連携も検討し、御意見をいただきたいと考えている。

委員長 長：他に異議はないか。

全委員 員：（特になし）

委員長 長：報告事項1を了承した。

【閉会】

委員長 長：以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成25年度第23回教育委員会定例会を閉会とする。